

令和6年4月

区営住宅入居者 各位



北区 区営住宅受付担当からのお知らせ



北区 区営住宅受付担当

指定管理者 株式会社 東急コミュニティー

電話 03-3908-1523(直通)

※外国語版が必要な方は、各住宅の連絡員もしくは区営住宅受付担当にお声がけ下さい。

※If you need the version in foreign language (English or Chinese), please feel free to contact with the Liaison Staff of each apartment or the Reception Officers of the Ward Municipal Housings. Thank you!

※需要外语版(中文或英文),请随时与各个区营住宅联络员或北北区营住宅管理服务担当联系。谢谢!

各種手続きについて

区営住宅にお住まいで、ご家族の構成に変更(同居・転出・死亡・出生等)がある場合は、区に届出を行う必要がありますので区営住宅受付担当までご連絡ください。変更内容の確認と共に、必要な申請書をお送りします。

同居

親族の同居については、真にやむを得ない事情があり、かつ、住宅管理上支障がない場合、また条例等に定める基準を満たした場合に限り、許可されます。(同居には正式同居と期限付き同居があります。)

※不正な同居が判明した場合は、住宅の明渡請求対象となりますのでご注意ください!

使用権の承継(名義人の変更)

区営住宅を転貸することは、親子であっても禁止されています。使用者が退去する場合には、同居人は同時に退去しなくてはなりません。

しかし、名義人の死亡や、離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に、原則として正式同居許可を受け、継続して居住している名義人の配偶者に限り、許可されます。

ただし、高齢者・障害者・病弱者の方については、名義人の三親等親族まで許可されます。

世帯員の変更（転出・死亡・出生等）

入居を許可されている名義人及び世帯員が、転出・死亡した場合又は子どもが生まれた場合は、「世帯員変更届」をご提出いただく必要があります。

《必要添付書類》 ※必要に応じて追加書類を頂くことがあります。

出生の場合：住民票（世帯全員のもの）

死亡の場合：死亡診断書コピー／住民票（残った世帯全員のもの）

転出の場合：住民票（転出先のもの・残った世帯全員のもの）

転入の場合：住民票（転入前のももの・転入後の世帯全員のもの）／転入者の課税証明書／戸籍謄本

※転入の場合には、転入前に同居許可の申請が必要となり、同居許可のおりた方に限り転入が認められます。

※名義人死亡等の事由が発生した場合の届出は速やかにお願いします！

名義人死亡等の承継事由が発生した世帯で承継の基準に該当しない場合は、速やかにお住まいの住宅を返還していただくこととなりますが、その場合でも、転居先を探す時間等に配慮し、退去の猶予期限をお取りしています。退去の猶予期限は、名義人死亡等の事由が発生した日から6ヵ月後となります。（名義人死亡等の事由を届け出た日から6ヵ月後ではありません。）

退去の猶予期間を過ぎてしまいますと、明渡し請求を行った日の翌日から明渡しの日まで、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃の2倍に相当する額を負担していただくかなければなりませんのでご注意ください。

長期不在

転勤、出張、留学、療養などで1ヵ月以上にわたり住宅を使用しない場合には、原則として住宅を返還していただきます。

ただし、あらかじめ「区営住宅不在届」を提出した場合には長期不在が認められる場合があります。（ただし1年以内。）

令和6年4月からの住宅使用料について

令和6年2月29日付で、「区営住宅収入認定通知書」及び「区営住宅使用料決定通知書」等を郵送しております。皆様から提出された収入申告書をもとに認定した所得額に応じて決定した新しい使用料（令和6年4月から令和7年3月まで）ですのでよくご確認ください。



なお、毎年6月～7月に次年度の使用料を決定するために「収入申告書」等の提出をお願いしておりますが、今年度も同様に、令和6年6月～7月頃に提出をお願いする予定です。※今回より提出書類が変わりますのでご注意ください。詳細については別途ご案内させていただきますので、ご承知おきください。

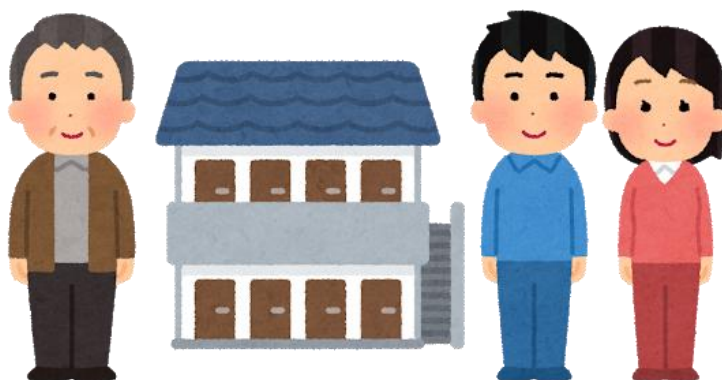
「区営住宅収入認定通知書」「区営住宅使用料決定通知書」については原則再発行いたしません。一年間無くさないようお手元に大切に保管してください。

民泊の禁止について

区営住宅は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

入居時の使用許可条件においても、区営住宅の転貸を禁止しておりますので、万が一こうした事実が判明した場合には、使用許可を取り消し、住宅の明け渡しを求めることがあります。

お住まいの皆様は、住宅を適正に使用していただきますようお願いいたします。



近隣等への配慮にご協力ください

【暮らしの音について】

皆様のお部屋の床や壁は、隣り合う部屋と共通のものです。そのため、生活騒音はコンクリート壁や排水管、窓から簡単に伝わってしまいます。

※区営住宅は構造上響きやすくなっておりますので、日中の、ある程度の日常生活音については、各自ご理解いただくようお願いいたします。

■テレビやステレオ、楽器などの音

テレビ・ステレオ・楽器の演奏等は時間帯に応じて音量を調整しましょう。特に早朝や深夜はテレビ・ステレオの音量は控えめにし、楽器の演奏は控えるように心掛けましょう。

■ドアや引き戸を開閉する音

コンクリートの建物では、音が周囲に響きます。ドアや引き戸の開け閉めは、静かに丁寧に行いましょう。

■子供が飛び跳ねたり、走り回ったりする音

足音は、床の振動により音が周囲に響きますのでご注意ください。



■廊下や階段、建物に近い庭などでの大きな声でのおしゃべり

話し声は廊下や階段に響きますのでご注意ください。

■布団をたたく音

布団をたたく音は、周りの住棟にも響きます。また上下階に綿ぼこりが飛び散りますので、ご注意ください。

■早朝・深夜の掃除機・洗濯機の音

早朝・深夜に掃除機・洗濯機をご使用になる際は、音や振動が発生しますので、周囲に配慮しましょう。



【自治会等の活動に積極的にご参加ください】

区営住宅の性質上、お住まいの皆様に行っていただく内容が、通常の賃貸マンションよりも多くなっており、各住宅の運営方法や行事については、皆様が決めていくことになっています。

住みよい住宅づくりを行う為には、同じ住宅に居住する皆様一人一人の協力が必要となります。それぞれご事情等あるかと思いますが、自治会費の支払い含め、出来る限り住宅での活動（清掃・草取り・会合等）に参加し、良好な環境作りにご協力ください。

ホームページの開設について



北区営住宅等（指定管理者：株式会社東急コミュニティー）のホームページを開設しました。

誰もが使いやすいホームページを目指して内容を充実し、区営住宅等にお住まいの皆様役に役立つ情報を発信してまいります。

東急コミュニティーは、昭和45年の会社創立以来、お客様の様々なご要望に迅速且つ的確にお応えすべく『未来価値創造のベストパートナー』として、地域・顧客密着型の事業を展開し、お住まいの皆様を様々な方向からサポートする『総合生活サービス』の提供を心掛けております。

本業務においても様々なサービス向上に努めてまいりますので、末永くお引き立て頂きますようお願い申し上げます。

ホームページ URL : <https://www.kita-kuei.jp/>

水害対策について

【荒川浸水想定区域に入る住宅一覧】

荒川が氾濫した場合、多くの地域が2週間以上もの間水が引かず、自宅に戻れなくなると予想されています。

北区よりご自宅に配布されている「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」・「東京都北区洪水ハザードマップ～墨田川・新河岸川・神田川が氾濫した場合～」を各自ご確認ください、自分自身であらかじめ避難経路等を確認しておくようにしましょう。

(お手元に無い場合は、北区ホームページをご確認いただくか、区役所・荒川知水資料館で入手してください。)

住宅名
浮間二丁目第2アパート 12・13号棟
浮間二丁目第3アパート
赤羽北二丁目アパート 1・2号棟
東田端二丁目アパート 1・2号棟
志茂五丁目アパート 1・2号棟
浮間三丁目第3アパート 1・2・3号棟
浮間三丁目第4アパート



～快適な住環境の為に、皆様ご協力をお願いいたします。～

□□■ 区営住宅受付担当より一言 ■□□■□□□■□□□□■□□□□■

春の陽気とともに新年度がスタートしました。
この春の心地よい季節はあっという間に過ぎ、すぐに暑い夏がやってくるだろうと今から日焼けと熱中症対策に余念がありません…。ただアイスやソフトクリーム、カキ氷好きな私としては、これからがとても楽しみな季節でもあります！
みなさまも暑い夏に向けて、熱中症対策の準備をお忘れなく^^

区営住宅受付担当：潮田

